

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について

1 パートナーシップ宣誓制度について

- (1) 地方自治体が、同性カップルなど現在の婚姻制度を利用することができない、または利用することが容易ではない二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係である旨を宣誓したことを証明する制度。
- (2) 自治体の条例や要綱等で設けられ、各自治体独自の証明書が発行される地域限定的な制度であることから、自治体によって名称や内容が異なる。
- (3) 当該制度は、当初、様々な悩みや生きづらさを抱えている同性カップルを対象とすることが多かったが、近年では、人権の尊重や多様性を認め合う社会の実現といった幅広い観点から、性的マイノリティであることを要件としない例が増えている。
- (4) 一般的な婚姻関係のような法的拘束力がなく、権利を保証するものではないが、制度導入により、性別・性的指向・性自認等に伴う日常生活の困難及び生きづらさの軽減が図られる。(家族のプライドの向上や、医療機関の対応改善(付き添いや死に目の会うこと等)の契機へつながる。)なお、国が定めている法律ではないため、配偶者控除、遺族年金等は適用されない。また、共同親権を持つことはできない。
- (5) 岩手県では、令和5年3月24日に、岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針を制定し、自治体間の相互利用について、県内の制度導入済み及び導入予定自治体と検討を進めている。

2 ファミリーシップ宣誓制度について

- (1) 地方自治体が、パートナーの関係であることを宣誓した二人の子や親などの近親者も含め、家族として協力し合う関係である旨を宣誓したことを証明する制度。
- (2) パートナーシップ宣誓制度と同様に、権利を保証するものではないが、日常生活の困難及び生きづらさの軽減を図るものであり、近年、パートナーシップ宣誓制度と共に導入する自治体が増加している。

3 課題等

本件事案については、自治体の条例や要綱等で規定する地域限定的な制度であることから、対象者の要件などを整理する必要がある。

また、制度導入に当たっては、現在岩手県が検討を進めている自治体間の相互利用に対応できるよう、他自治体と整合を図る必要がある。

制度設計に係る主なポイントは次のとおり。

- (1) 導入の形態(根拠)等について
- (2) 宣誓者の性的指向・性自認について
- (3) 宣誓者の居住地について
- (4) ファミリーシップ宣誓制度の導入について
- (5) ファミリーシップ宣誓対象者に係る生計同一要件について

4 今後の方針

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、性的少数者を取り巻く昨今の社会的状況などに鑑み、庁内での協議はもとより、大船渡市男女共同参画審議会やパブリックコメント等の意見・提言を踏まえながら検討を進め、令和6年度から制度を導入する。

5 今後のスケジュール

令和5年10月31日	庁議
11月8日	関係課会議
11月9日	制度の対象となる行政サービスの調査
11月30日	男女共同参画室幹事会
12月21日	第2回大船渡市男女共同参画審議会
令和6年1月	市議会月例会議
2月	パブリックコメント
3月上旬	市長決裁
4月1日	制度運用開始